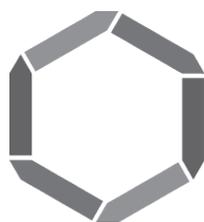


本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

グローバルな視点での Together for Sustainability (TfS) の活動

TfS 日本支部

村越 敦 (むらこし あつし)



TOGETHER FOR
SUSTAINABILITY

企業活動を行うにあたって持続可能性を無視することはできず、企業戦略の重要な要素の1つとなります。今月号では、調達におけるサステナビリティ向上を目的とする Together for Sustainability (TfS) の活動をご紹介します。

Together for Sustainability (TfS) とは

— 本日はどうぞよろしくお願いいたします。まずは、TfSのご紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

村越 三井物産の村越と申します。私は、三井物産の化学品セグメントのうち、タンクターミナル事業やガス化学品、石油化学品などを取り扱うベーシックマテリアルズ本部の戦略企画室で戦略立案および企画業務を担当しております。同時に、TfSの活動も行っています。2022年までドイツのデュッセルドルフに駐在しており、駐在中に弊社がTfSに参加することとなりましたので、その当時からプロジェクトを担当しております。本社に戻りました今も引き続き担当していますので、本日TfSについてご紹介させていただきます。

TfSは化学品におけるサプライチェーンのサステナビリティ向上を目的とした組織となります。2011年に

欧州の化学品メーカー6社によって立ち上げられた非営利団体で、ここ数年で参加メンバーが拡大し、現在はグローバルな50社が加盟(2023年12月現在)しています(図表1)。ご覧になっていただければわかるように、BASFやEVONIK、Henkelなど欧州の企業に加えて、アメリカのDow、サウジアラビアのSABIC、中国のWANHUA、日本企業である弊社も参加しています。また、化学品メーカーだけでなく、ディストリビューター(商社)であるAzelisやBRENNTAG、IMCDも参加していますし、さらに、バイオ原料を使用した化学品製造に力を入れているフィンランドの製紙メーカーであるUPMや、ノルウェーの肥料メーカーであるYARAも加盟しています。このように欧州の化学品メーカーが中心ではありますが、他の地域の企業や化学品製造を主としない企業の参加も近年増加しています。



図表 1 TfS参加企業(50社)(2023年12月現在)

TfSの組織体系はこのようになっています(図表2)。まず、年に一度開催される総会があります。TfSの活動はメンバー企業のCPO(Chief Procurement Officer: 最高調達責任者)のコミットメントが求められる活動(図表3)ですので、総会はそのCPOが集まる機会でもあります。運営委員会では、メンバー企業のCPOのうち1人を代表とし、そのほか6メンバー企業のCPOがTfSの日々の意思決定を行っています。運営委員会は、事務局のあるブリュッセルで、一部はオンラインで開催されています。なお、TfSの事務局は事務局代表と10名程度のスタッフによって構成されています。そして、運営委員会の下には、活動内容で分けられたワークストリーム1～5が設けられています。各ワークストリームで、さらに複数の分科会が設置され、活動しています。

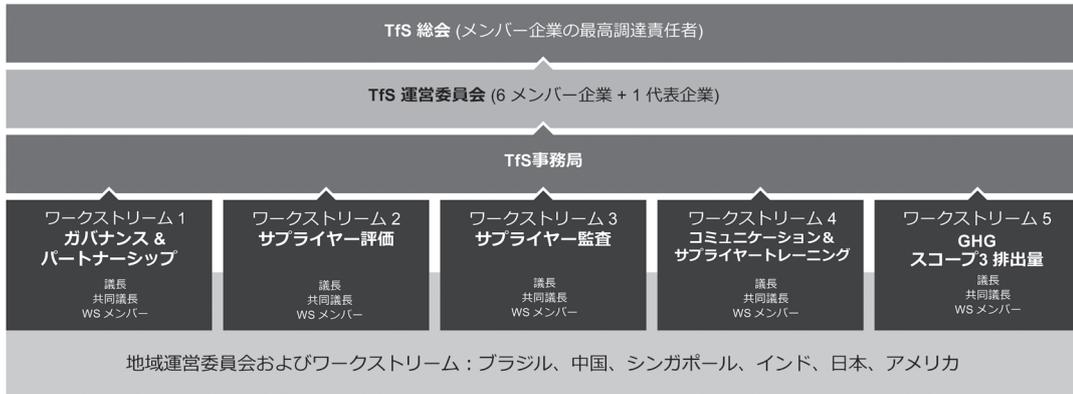
そのうち、ワークストリーム2・3・5がTfSの活動の柱となります。ワークストリーム2・3が「サプライヤーの評価・監査」を、ワークストリーム5は「GHGスコープ3 排出量」についての検討を行っています。

それぞれを簡単に説明しますと、ワークストリーム2・3「サプライヤーの評価・監査」では、TfSで共通のサプライヤーの評価と監査を行い、化学品サプライチェーン全体のサステナビリティ向上を目指します。ワークストリーム5「GHGスコープ3 排出量」では、主にPCF(Product Carbon Footprints)ガイドラインの整備とその普及活動を行っています。

さらに、TfSは地域単位での活動もあり、現在、ブラジル、中国、シンガポール、インド、日本、アメリカと6つの地域運営委員会の活動が行われています。

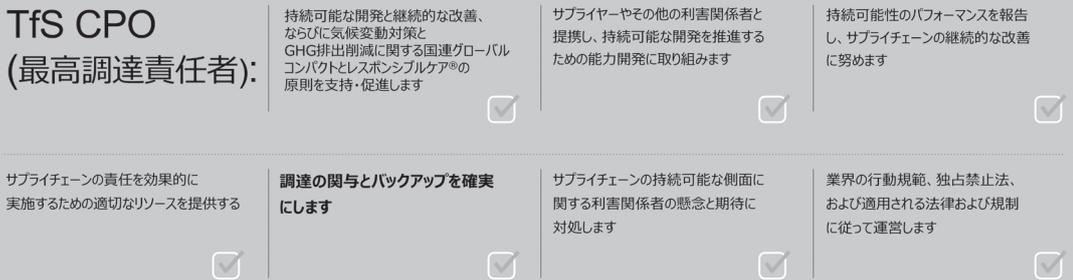
TfSはメンバー主導の取り組み

TfSを構成するメンバーは、責任をもってTfSに貢献することが求められます



図表 2 TfSの組織体系

TfSメンバーシップは、CPO（最高調達責任者）のコミットメントが重要です



図表 3 CPOコミットメントの重要性

特集 1

GHS 制度と各国の導入状況【海外編】

～ SDS 制度に見る GHS と欧州・北米・中国～

旭化成(株) 環境ソリューション事業本部 生産基盤統括部 製品安全部
渡邊 容子(わたなべ ようこ)

はじめに

化学品の製造・輸出入・取り扱いに関わる私たちにとって SDS 制度はすっかり定着したのに、GHS は依然難しい。

前号、【日本編】では、GHS の成り立ちと日本国内への GHS 導入について、法規制の観点を中心に紹介した。【海外編】では、欧州・北米・中国の各国における GHS について、各国の背景や日本の GHS との違い等について紹介してみたい。

1. 欧州の GHS

GHS 導入前、欧州には既に危険物質の分類・表示・包装に関する欧州理事会指令 67/548/EEC(危険物質指令:DSD)にて有害な化学物質の分類及び表示について定められていたが、この中には調剤(混合物)の健康有害性について構成成分の有害性から判断する定量的な指標はなかった。欧州における混合物の危険有害性の分類は、GHS 導入の議論を踏まえ危険な調剤の分類・表示・包装に関する欧州理事会指令 1999/45/EC(危険調剤指令:DPD)として追加され、この考え方は現行の化学物質と混合物の分類・表示・包装の欧州規則 Regulation (EC)No 1272/2008(CLP 規則)へと承継され

た。そして、CLP 規則では国連 GHS を参照し、調和されたものになった。

欧州では、欧州における化学工業の競争力を強化しつつ化学物質によるリスクから人体と環境の保護を進めるため、工業用の化学物質の登録と有害性とリスクの評価を進めることとし、化学品の登録・評価・認可及び制限に関する規則、いわゆる REACH 規則(Regulation (EC)No.1907/2006)を制定した。この規則では、化学物質の有害性情報を製造者・輸入者より収集し、その妥当性を官公庁が検証することとされた。REACH 規則は、工業プロセスで利用される化学物質だけでなく、被服や家具、電子機器等の成形品や、洗剤や塗料等といった日常生活で使用される化学物質についても適用される。こうして収集された情報は、CLP 規則における管理にも利用されることになった。CLP 規則は分類・表示・包装についての規則であり、SDS については REACH 規則の中で定められることになった。

欧州における化学物質の分類及びラベル・SDS については、欧州化学品庁(ECHA)がウェブサイトにてガイダンス文書やその他必要な情報に当たることができる。

以下、実務を行う上で有用と思われるガイダンスについて紹介する。

Guidance on the Application of the CLP Criteria

化学物質と混合物のGHS分類に相当する部分のガイダンスである。

2024年1月現在、2017年改訂のVersion 5.0が最新であるが、後述するEU独自の危険有害性情報及びクラス(EUH)については2023年に追加されており、それに関する情報は今後の改訂で追加される。

Guidance on the compilation of safety data sheets

CLP規則に準拠したSDSの記載方法についてのガイダンスである。REACH規則Annex II(SDS作成指針)と調和させ、SDSの記載方法を詳しく記している。

REACH規則Annex IIでは、SDSの各項目の記載方法の他、混合物中の成分が危険有害性を有する時にSDSを作成する濃度、いわゆるSDS作成カットオフ値が指定されている。図表1に、日本のJIS Z7253:2019との比較を示す。

図表1 「SDSを作成する濃度」の欧州と日本の比較

分類	区分	単位		備考
		欧州	日本	
急性毒性	1, 2, 3	≥ 0.1	≥ 1.0	
	4	≥ 1	≥ 1.0	
皮膚腐食性/刺激性	1(1A, 1B, 1C), 2	≥ 1	≥ 1.0	
重篤な眼の損傷/眼刺激性	1	≥ 1	≥ 1.0	
呼吸器感作性	1A	≥ 0.01	≥ 0.1	
	1, 1B	≥ 0.1	≥ 0.1	
皮膚感作性	1A	≥ 0.01	≥ 0.1	
	1,1B	≥ 0.1	≥ 0.1	
生殖細胞変異原性	1A, 1B	≥ 0.1	≥ 0.1	
	2	≥ 1	≥ 1.0	
発がん性	1A, 1B, 2	≥ 0.1	≥ 0.1	
生殖毒性	1A, 1B, 2	≥ 0.1	≥ 0.1	
	授乳を介した影響	≥ 0.1	≥ 0.1	
特定標的臓器毒性(単回)	1, 2, 3	≥ 1	≥ 1.0	
特定標的臓器毒性(反復)	1, 2	≥ 1	≥ 1.0	
誤えん有害性	1	≥ 1	≥ 10 [*]	※ 40℃での動粘性率が20.5 mm ² /s以下
水生環境有害性短期(急性)	1	≥ 0.1	≥ 1.0	
	2, 3	区分未採用	≥ 1.0	
水生環境有害性長期(慢性)	1	≥ 0.1	≥ 1.0	
	2, 3, 4	≥ 1	≥ 1.0	
オゾン層有害性	1	≥ 0.1	≥ 0.1 [*]	※ 表1には記載がないが、混合物の分類濃度限界値が0.1%

欧州…REACH規則Annex II Table1.1 List of hazard classes, hazard categories and concentration limits for which a substance shall be listed as a substance in a mixture in subsection 3.2

日本…JIS Z7253:2019 表1 - 健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度より作成した。

特集 2

タイ語標記・SDS作成義務化を 推進するタイ

HS-TECH ENGINEERING Co., Ltd., Bangkok

橋本 真也* (はしもと しんや)

Sasiton Treeprak (ササイトン トゥリープラック)

Sunisa Thammaphrot (スニッサ タンマプロット)

はじめに

タイ国工業省は2つの官報告示^{1,2)*1}で有害物質法に規定した有害物質を含む混合物(以下、「有害化学品」)に関して、2024年4月25日までにタイの要求事項を網羅したタイ語標記の安全データシート(以下、「SDS」)作成を義務づけた。SDS作成義務化は2021年7月5日、住工混在地(バンコク近郊サムットプラカン県)で起きた外資系化学工場爆発火災事故の再発防止に向けた、工業省の強い意志の表れと考えられる。

今回義務化されたタイ語SDSはSDSの第3項(組成および成分情報)、第15項(適用法令)に有害物質法に規定された有害物質名、含有量および該当法令を明記しなければならないが、一般的なグローバル対応SDSは主に英語版³⁾であることから、タイ関連法規の未記

載が懸念される。今年4月25日以降は未記載の場合、違法状態と見なされる。なお、SDSにおいて有害物質の成分名や含有率およびCAS番号等の秘密情報(CBI)は保全されない。

タイの行政は規制を作っても運用面では弾力的だとの認識が未だ根強い。しかし外資系化学工場爆発火災事故に際して当時の工業相や担当局長がマスコミを前に対象工場の立ち退き要請、監視強化や有害化学品管理強化を約束した^{*2}。工業省は2024年4月以降、通常の工場検査に加えて、有害化学品を取り扱う工場への抜き打ち立入検査を強化するだろう。悪質とされた場合は直罰もありうる。有害化学品を対象工場に納入する事業者も官報告示に準拠したSDSを提供していないと供給責任から免れられない。

*1 2022年4月25日付、2023年5月9日付の官報。要求事項はタイ語標記のSDS作成義務だけではないが、本稿では省略する。

*2 Lessons learned from Ming Dih Chemical explosion, NBT WORLD. [<https://www.youtube.com/watch?v=u61rOgtF19g>]

1. SDS作成義務化の背景

1.1 爆発火災事故の発災状況

台湾系発泡スチロール製造工場(以下、発泡スチロール製造工場)が操業した1989年当時、周辺に住居はなかった。ところが近年の開発によりサムットプラカン県のその発泡スチロール製造工場周辺にも民家が迫ってきた。爆発火災の発災時、消防隊は注水を行ったが、むしろ火勢を強める局面も観察され鎮火に一日以上を要した。発泡スチロール製造工場周辺は黒煙とともに異臭に包まれ、公衆衛生省は住民の健康管理に、天然資源環境省は化学物質の特定やモニタリングに腐心した^{*2}。

1.2 発災後の担当行政・対応不備への非難

発泡スチロール製造工場が設立された当時は、環境・健康アセスメント関連法が未整備であったことも

あり、工業省の担当部署は発災時、この工場の有害化学品の使用実態を把握していなかった。そのため、爆発火災発生時の担当部署の初動対応において、鎮火方法、住民の避難、化学物質モニタリングなどが必ずしも適切に実施されたとはいえず、タイ社会から厳しい非難を浴びせられた。このような声を受け、工業相や担当局長はマスコミを前に対象工場の立ち退き、監視強化や有害化学品管理強化を約束した。

2. SDSの要求事項

2.1 SDS作成義務の対象業種と工場

図表1にSDS作成義務化の対象となる業種と工場を示した。分類番号は工場法における区分と一致している。化学品の製造事業のみならず、繊維製品製造、メッキ事業などもSDS作成義務の対象事業所となっている。

図表1 SDS作成義務化対象となる工場

分類番号	工場
7	動植物油、動物性油脂、動物性油脂に関する下記の工場
	(1) 野菜や動物から油脂を抽出すること。抽出には溶媒のみを使用
	(4) 植物油脂、動物性油脂の精製抽出には溶媒のみを使用
16	蒸留酒、製油所、調合に関する工場
17	エチルアルコールの製造。ただし、パルプ産業から得られる硫化物残渣から製造されたアルコールは除く
22	アスベスト以外の繊維、糸、繊維に関する下記の工場
	(1) 繊維の発酵、炭化、梳く、圧延、紡糸、焼成、結合、撚り、巻き取り、テクスチャー加工、漂白または染色
	(2) 製織または製織用整経
	(3) 繊維の漂白、染色または仕上げ
(4) テキスタイル・プリント(捺染)	
27	プラスチック以外のオイルクロスや人工皮革の生産を行う工場
29	動物の皮の酸洗い、分割、乾燥、粉碎または粉砕、研磨および仕上げ、エンボス加工またはカラーコーティング工場
30	ウールカーディング、なめし、漂白、染色、研磨または仕上げ工場
38	パルプおよび製紙に関する下記の工場
	(1) 木材やその他の材料からのパルプ製造
	(2) 紙、板紙、建設工事用の繊維から作られた紙、または繊維板を製造

*2 Lessons learned from Ming Dih Chemical explosion, NBT WORLD. [<https://www.youtube.com/watch?v=u61rOgtF19g>]

特集 3

インドにおける化学品規制とその対応 ～現状のまとめと今後の展望～

日本ケミカルデータベース(株)
グローバル・コンテンツ&サービス部 シニア スペシャリスト
鈴木 亨(すずき とおる)

はじめに

インドは、14億人の人口を抱え、GDPは、現在世界第5位に浮上してきている。今後、日本、ドイツを抜き、世界第3位の経済大国になることが見込まれている。実際、2023年4～6月期の経済成長率は、前年同期比7.8%と好調を維持している。この多くの人口を抱え、また、経済成長著しいインドは、市場として大きな魅力があり、多くの企業が現地への進出や自社製品の輸出増を検討していることであろう。

化学品を、インド現地法人で生産したり、また、日本からインドへ輸出する場合、当然インドの化学品規制を理解しておく必要がある。インドの法体系は、国会によって承認された法律(Act)、法律を施行するために関連省庁によって制定された規則(Rules)、関連省庁がその権限の範囲内で制定した通知(Notification)で構成されている。

しかし、インドの化学品規制法令は、複雑で、運用が非常に分かりにくい。本稿では、インドの主要な化学品規制について、特にインドに化学品を輸出しようとしている会社の担当者が知っておくべきことについて解説する。

1. 環境(保護)法 1986 (Environment (Protection) Act, 1986)¹⁾

環境(保護)法 1986は、環境森林省(Ministry of Environment and Forest: MoEF、現インド環境・森林・気候変動省(Ministry of Environment, Forest and Climate Change of India; MoEF&CC))が所管する法令で、インドにおける環境に関する基本法令である。1991年に、最終改正がなされている。本法令では、中央政府に環境保護のための規則を作る権限を与えており、また、有害廃棄物の管理および処理、有害化学物質の製造、保管および輸入、化学事故への対策および迅速な対応、騒音被害の規制および管理等の内容を含んでおり、水や大気、土壌などの環境の質を改善し、汚染をコントロールし、軽減するため中央政府が必要な手段をとることを規定している。また、中央政府は、以下の規則を制定することとしている。

- ✓ 様々な地域や目的での環境基準
- ✓ 様々な地域での排出基準
- ✓ 有害物質の取り扱いの手続きと安全手段
- ✓ 様々な地域での有害物質の取り扱いの禁止や制限
- ✓ 事故の防止や修復

環境(保護)法 1986 は、アンブレラ法であり、具体的な環境基準や排出基準を直接指定していない。

産業施設から排出される大気汚染物質の排出基準や排水基準は、「環境(保護)規則 1986」²⁾。ただし、本規則は、州政府に対してより厳しい基準を設けることを認めており、州によってはより厳しい排出基準、排水基準を定めている可能性があるため、注意が必要である。

2. 製造、保管および輸入規則 1989 (The Manufacture, Storage And Import Rules, 1989)³⁾

本規則は、環境(保護)法 1989 によって付与された権限の行使により、中央政府が定めた規則である。

本規則では、特定の基準を満たし、特定の有害化学物質が関与している、または関与する可能性がある産業活動を管理している占有者に、安全データシートを取得することを求めている。

危険有害化学物質を製造または処理、保管、取り扱い、使用、廃棄するサイトの占有者は、自身が行う危険有害化学物質に関して指定された形式の安全データシートを取得または作成する際に、情報が正確に記録され、危険性の決定に使用された科学的証拠を反映していることを確認する必要がある。また、化学物質の危険性に関する重要な情報が入手可能である場合、可能な限り速やかに製品安全データシートに追加することが求められる。

危険有害な化学物質のすべての容器は、以下を識別するために明確にラベル付けまたはマークされなければならないとされている。

- (a) 容器の内容物
- (b) 危険有害化学物質の製造者または輸入者の名前と住所
- (c) 物理的、化学的および毒物学的データ

また、安全データシートには、以下を記載することが定められている。

1. 化学品の特定
化学品名、別名、化学式、CAS登録番号、分類、商品名、国連番号、規制識別、出荷名、コード/ラベル、Hazchem番号、有害廃棄物識別番号、有害成分(名称、CAS登録番号)
2. 物理的および化学的データ
沸点(範囲)、融点/凝固点、蒸気密度、比重、物理的状态、35℃における蒸気圧、外観、臭い、30℃における水溶解性、pH、その他
3. 火災および爆発危険性に関するデータ
可燃性、TDG可燃性、爆発下限界、爆発上限界、発火点、自然発火温度、衝撃に対する爆発感度、静電気に対する爆発感度、危険な燃焼生成物、危険なポリマー、可燃性液体、爆発物、腐食性物質、可燃性物質、自然発火性物質、酸化剤、有機過酸化物、その他
4. 反応性データ
化学的安定性、他の素材との不適合性、反応性、危険な反応生成物
5. 健康有害性データ
侵入経路、ばく露の影響/症状、緊急治療、TLV (ACGIH)、STEL、許容ばく露限界 LD₅₀、臭気閾値、NEPA(筆者注:NFPAの誤記と思われる)ハザードシグナル(健康、可燃性、反応性、特記事項)
6. 予防措置
個人用保護具、取り扱いおよび保管上の注意
7. 緊急時および応急処置
火災: 消火剤、特別な手続き
ばく露: 異常な危険性、応急措置、解毒剤/投与量
流出: 取るべき手順、廃棄物の処理方法
8. 追加情報/参考資料
9. 製造者/供給者のデータ
会社名、住所、電話番号/テレックス番号、電信アドレス、緊急時の連絡先、関係する地方団体、標準梱包、Tremcardの詳細/参照、その他



EUにおける 未使用繊維製品廃棄禁止の動向について

信州大学 繊維学部 Fii 特任教授
日本繊維産業連盟 環境・安全問題委員会 主査
長 保幸 (ちょう やすゆき)

昨年末、現行の指令に置き換わるものとしてエコデザイン規則案がEUにおいて暫定合意されました。対象製品の大幅な拡大のみならず「デジタル製品パスポート」を通じた消費者への情報提供がもとめられることになり、日本においても大きな注目をあつめています。なお、今回の合意ではあわせて未使用繊維製品の廃棄禁止についても決定がなされています。かねて欧州委員会から提案されていた、消費者製品全般を対象とする未使用製品の廃棄量・廃棄理由開示義務に加えて、この決定によって規則案施行2年後には未使用繊維製品(および履物)の廃棄が禁止されることとなります。

今号では繊維産業の環境デューデリジェンスに精通した長氏より、前回(昨年4月)の記事に続きこの決定に至る背景を含めた一連の動向について解説をしていただきました。多くの対象製品に先駆けての措置でもあり、同規則案の今後を展望する意味でも、ぜひ参考になさっていただければ幸いです。

はじめに

2023年4月の「EUが推進する循環経済と応用利用者繊維産業での化学物質管理」に引き続き、執筆の機会をいただいた。今回は、「EUにおける未使用繊維製品廃棄禁止の動向」及び関連して検討されている新たな規制策について紹介する。なお、以下は出典を明記した部分以外は執筆者の個人意見であり、所属先の公式見解ではないことを明記させていただく。

EU議会と閣僚理事会は、2023年12月5日、繊維製品及び履物で未使用製品の廃棄を禁止することで合意したとする報道資料を公表した¹⁾。

2024年の前半、早ければ春には、エコデザイン規則が公布され確定する見込みとされる。これは、現行のエコデザイン指令を改訂し、対象を家電製品から広範な消費財へと拡大し、省エネのみから製品の長寿命化、そのための修理可能性、再生素材の使用、環境負荷など多項目を規定する内容となっている。当初のEU委員会案では、繊維品及び履物の廃棄禁止ではなく、廃棄数量及びその処理方法の公表を求める内容であったが、議会やEU理事会では、一部の反対はあったものの、歩を進めて廃棄そのものの禁止で合意が形成されていた。12月19日付で合意内容の文章が公表されており、ほぼ、最終規則と同等と考えられる。

～ 各社の化学物質管理 ～

第 88 回

旭化成における化学物質管理の取り組み

旭化成(株) 品証保証部 製品安全グループ グループ長
小西 栄信 (こにし よしのぶ)

1. 旭化成グループについて

1.1 概要と歴史

旭化成株式会社は、当社の前身となる旭絹織が設立された 1922 年を創業とし、1946 年に旭化成工業、2001 年に旭化成に社名変更し、2022 年に創業 100 周年を迎えました。

1923 年に日本初のアンモニア化学合成に成功した後、繊維や化学品を中心に成長しましたが、1972 年の戸建住宅「ヘーベルハウス」の販売開始など多角化

を推進し、現在、旭化成グループは、事業持株会社である旭化成と、7つの事業会社を中核に、「マテリアル」「住宅」「ヘルスケア」の3領域で事業を展開している従業員数 48,897 人、売上高約 2.7 兆円(連結:2023 年 3 月 31 日現在)の総合化学メーカーです。

その過程で 2003 年に旭化成を持株会社とした分社・持株会社制へ移行しましたが、2016 年 4 月より旭化成が一部分社を吸収合併し、事業持株会社に移行し現在は図表 1 のような体制となっています。理念体系としては次頁図表 2 のとおりです。



図表 1 事業体制

月刊

化学物質 管理



Vol.08 2023/8～2024/7

発行 株式会社 情報機構

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：49,500円
(税込(消費税10%)/
年間購読：12冊)
ISSN：2424-1180

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・よもやま話
- ・コラム
- ・最新トピック
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

★Vol.6より冊子版+電子版の発刊を
開始いたしました！
詳細・申込はホームページをご確認下さい。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

★サンプル誌のご希望も承っております。
こちらのお申込みもホームページから

★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします。

